

亀山市告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成28年6月20日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 10103
- 3 路線名 能褒野西線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字能褒野 89番4地先から 能褒野町字能褒野 89番9地先まで	旧	54.00	最小	14.70
			最大	31.40
能褒野町字能褒野 89番9地先まで	新	54.00	最小	15.70
			最大	31.40